

○高齢者講習の運用に関する規程

(平成 29 年 2 月 27 日公安委員会規程第 2 号)

改正 令和 2 年 6 月 19 日公安委員会規程第 3 号

高齢者講習の運用に関する規程を次のように定める。

高齢者講習の運用に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習(以下「高齢者講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(高齢者講習の実施)

第 2 条 高齢者講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、法第 108 条の 2 第 3 項の規定により、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 38 条の 3 に定める者に高齢者講習を委託したときは、この限りでない。

(講習の委託)

第 3 条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件を満たす者に高齢者講習を委託することができる。

- (1) 高齢者講習における指導に従事する者(以下「高齢者講習指導員」という。)が、高齢者講習の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 高齢者講習を行う建物及びコース並びに高齢者講習で使用する自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター(四輪車用及び二輪車用)その他の高齢者講習の実施に必要な設備を有すること。

(指導及び監督)

第 4 条 公安委員会は、前条の規定により高齢者講習を委託した場合は、委託要件の該当性等について常時監督するとともに、必要な報告を求め、講習内容等について適宜指導及び助言を行うものとする。

(講習の委託の解除)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公安委員会は、高齢者講習の委託を解除することができる。

- (1) 高齢者講習の委託を受けた者が、第 3 条の委託要件に該当しなくなった場合
- (2) 高齢者講習の実施に関して、公安委員会の指導及び監督に従わなかった場合
- (3) 公安委員会において、委託の必要がないと認められる事情が発生した場合

(高齢者講習指導員)

第 6 条 高齢者講習指導員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 25 歳以上の者であること。

- (2) 高齢者講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。)について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
- イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (4) 次のいずれにも該当する者であること。
- ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- イ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。
- (ア) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車を用いた講習を指導する高齢者講習指導員については、それぞれの種別の自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又はそれぞれの種別の自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
- (イ) 二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車をいう。)を用いた講習を指導する高齢者講習指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの
- (ウ) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

イ 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修)を終了した者

(6) 平成 21 年 6 月 1 日以前に高齢者講習指導員であった者については、公安委員会が指定する研修(認知機能検査導入に伴うもの(平成 21 年 6 月 1 日以前に行われたものを含む。))を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 40 号。以下「改正法」という。)の施行に伴う補充講習を受けていること。

(7) 平成 21 年 6 月 2 日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、改正法施行前的高齢者講習指導員であったものについては、改正法の施行に伴う補充講習を受けていること。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、高齢者講習の運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

(高齢者講習に関する規程の廃止)

2 高齢者講習に関する規程(平成 10 年岡山県公安委員会規程第 7 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成 28 年内閣府令第 49 号)附則第 17 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る前項の規定による廃止前的高齢者講習に関する規程の規定の適用については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 6 月 19 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。